

## フランスの所得格差と RMI

出雲 祐二

---

### ■ 要約

フランスの可処分所得における所得格差は、日本よりも小さく、ヨーロッパの中でも中程度の所に位置している。1970年以降、高位所得層と下位所得層との格差、被用者世帯と年金受給者世帯との所得格差は縮まっている。これは、市場で分配される一次所得を税と社会保障制度を通じて再分配する社会移転の成果であり、とりわけ貧困層に対しては一次所得以上の所得補填が行われている。その制度の1つに参入最低所得 (RMI) があり、この制度の概要、問題点、雇用誘引策について論じた。

### ■ キーワード

フランス、所得格差、再分配、参入最低所得 (RMI)、参入契約、雇用誘引策

---

### はじめに

所得格差の問題は、一部の人に富が集中することに対する社会的公正をめぐる議論とともに、所得の不平等な分配から貧困に陥っていく人々をいかに救済するかという問題と深くかかわっている。フランスでは所得格差ばかりではなく、資産格差や消費格差、住居や医療といった基本的な生活環境の格差、また男女格差や地域間格差など、盛んに議論されている。こうした格差の問題は、格差を生じさせている原因が公正であるか否かという問題と、格差から生じた不利益を結果的に被った人々に対して、どのような手段と方法で介入していったらよいかという問題を含んでいる。

フランスに限らず先進諸国では、一般に、市場で分配される一次所得に対して税や社会保険料を徴収し、それを社会給付や社会扶助という形で再分配する社会移転が行われている。

本稿では、フランスでの所得格差を取り上げ、再分配政策が格差是正に果している役割を検証

するとともに、フランスの包摂政策の柱である参入最低所得 (RMI: Revenu minimum d'insertion) 制度についてその特徴と雇用誘引策について述べてみたい。

フランス語でエレミー (RMI) と呼ばれる参入最低所得制度は、フランス社会の大量失業と社会的排除が問題となった 1988 年に創設された。この制度は、失業者や学歴が低く雇用が得られない若者たちに対して社会的な最低所得を保障するとともに、社会生活や職業生活への参入を図ることを目的としている。現在、受給者は 125 万人を超え、受給者はエレミスト (Rmiste) と呼称されるほど社会に浸透している。しかし、受給者がなかなか雇用に結びつかず制度に沈殿していることに対して、「貧困の罠」とか「無為・無就業の罠」という批判がなされ、さまざまな雇用誘引策が取られてきた。それらを調べることは、格差問題に対してどのような手段と方法で介入すべきなのか、考える材料を提供することになるだろう。

## 1. フランスの所得格差

所得格差を示す指標の1つにジニ係数がある。これは所得分布のカーブ面積から所得格差を算出する方法で、すべての国民がまったく平等な所得を得ている場合には0を、国民の1人がすべての所得を独占している場合には1となる。また用いられる所得には、一次所得、税や社会保障負担を

表1 OECD諸国の所得格差  
(可処分所得<sup>1)</sup>におけるGINI係数)

2000年

OECD諸国	ジニ係数
デンマーク	22.5
スウェーデン	24.3
オランダ	25.1
オーストリア	25.2
チェコ	26.0
ルクセンブルク	26.1
フィンランド	26.1
ノルウェー	26.1
スイス	26.7
ベルギー	27.2
フランス	27.3
ドイツ	27.7
ハンガリー	29.3
カナダ	30.1
アイルランド	30.4
オーストラリア	30.5
日本	31.4
イギリス	32.6
スペイン	32.9
ニュージーランド	33.7
ギリシア	34.5
イタリア	34.7
ポルトガル	35.6
アメリカ	35.7
ポーランド	36.7
トルコ	43.9
メキシコ	48.0
平均	30.7
平均(トルコ・メキシコを除く)	29.5

注：1) 可処分所得＝一次所得＋社会移転－租税・社会保険料，世帯規模で調整

Source: Maxime Ladaïque, L'évolution des inégalités de revenus en France et dans les pays OCDE, Conseil régional du Centre, décembre 2005.

差し引いた可処分所得のほかに、個人所得、世帯所得、世帯規模を調整した調整後所得などがある。ここでは、可処分所得における所得格差についてみてみよう。

表1は、2000年におけるOECD 27カ国の可処分所得におけるジニ係数(ジニ係数×100)を示したものである。フランスは27.3で、日本の31.4に比べると低く、またOECD平均(トルコとメキシコを除く)である29.5よりも若干低くなっている。所得格差が最も少ないのはデンマークとスウェーデンで、一方大きいのはメキシコ、トルコ、ポーランド、アメリカ、南ヨーロッパの国々である。フランスはその中間に位置している(表1参照)。

所得格差を示す別な指標に、所得分布を人口10%ごとの十分位に分け、上位10%の高所得層と下位10%の低所得層における可処分所得の比率を見る方法もある。表2はこの比率の推移を1970年から2004年にかけてみたものである。

1970年に4.8であったものが、1979年には3.8と落ち、さらに2000年に入ると3.2、3.1の水準にとどまっている(表2参照)。フランスでは、1970年に5倍近くあった所得格差は、70年代、80年代で3倍後半に落ち、さらに1990年以降3倍前半の格差に落ちついている。

表2 上位10%高所得層と下位10%低所得層の可処分所得比率の推移

年	比率
1970	4.8
1975	4.3
1979	3.8
1984	3.5
1990	3.4
1997	3.3
1999	3.2
2003	3.2
2004	3.1

Source: INSEE, enquêtes revenus fiscaux, 2006.

さらに所得格差をみる指標として貧困率がある。OECDの標準的統計では、可処分所得の所得分布の中央値を取り、その値の60%を貧困ラインとし、貧困ライン以下の層を貧困層と操作的に定義して貧困率を計算している。しかしフランスでは伝統的に中央値の50%を貧困ラインと定義してきた。

図1は、中央値50%での貧困率を、被用者世帯と年金受給者世帯別にみた推移である(図1参照)。この図をみてもわかるように、1970年に27%と非常に高かった年金受給者世帯での貧困率は、1984年にかけて急速に下がり、それ以降は5%以下の水準にとどまっている。先の十分位比率の推移からも推測できるように、1970年にあった可処分所得における所得格差は、年金の成熟化に伴う再分配効果によって、年金受給者世帯の可処分所得を押し上げ、貧困率を引き下げたと言えるだろう。またこの図からも、フランスの社会保障制度が所得格差の是正に果している役割が大きいことがわかる。しかしながら、被用者世帯の貧困率をみると、1970年の3.9%から少しずつ上昇し、1990年後半から5%を超える水準となっている。

## 2. 再分配の効果と重点

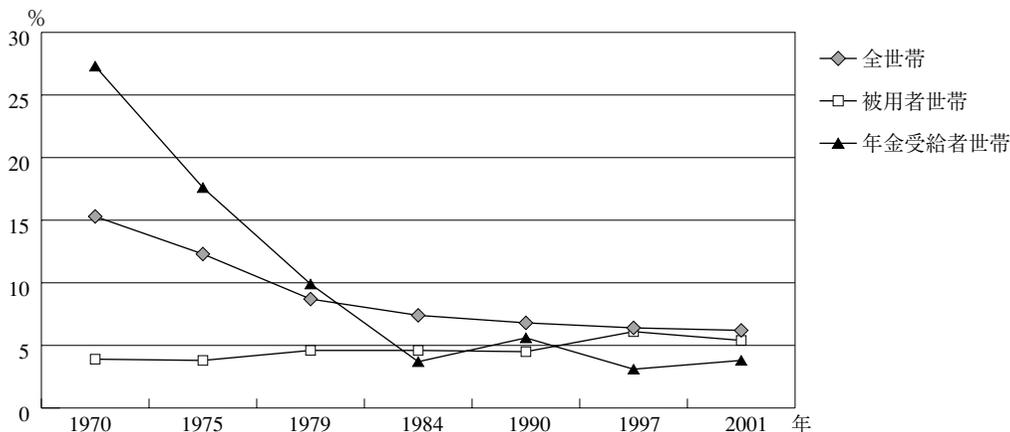
再分配の効果について述べる前に、フランスでは強制的徴収(*prélèvements obligatoires*)といわれる国民負担の構造を日本と比較することで、フランスの社会保障制度の特徴を思い起こしておく必要があるだろう。表3は2003年における国内総生産に占める国民負担の内訳を日本とフランスで比較したものである(表3参照)。

表3 国内総生産に占める国民負担  
2003年

	フランス	日本
所得税：	10.1%	7.7%
個人所得税	7.6%	4.4%
法人所得税	2.5%	3.3%
社会保障負担	17.5%	9.7%
社会保険料	16.4%	9.7%
所得課税	1.1%	0.0%
資産課税	3.2%	2.6%
消費課税	11.1%	11.0%
その他	1.8%	0.7%
合計	43.4%	25.3%

Source: OCDE, Statistiques des recettes publiques, 2005.

国内総生産に占める国民負担の合計は、フランスでは43.4%、日本で25.3%である。フランスの



注：1) 貧困率は中央値50%で算定した。

Source: La rapport de l'Observatoire national de la pauvreté et de l'exclusion sociale 2005-2006, Documentation française, 2006.

図1 被用者世帯と年金受給者世帯の貧困率<sup>1)</sup>の推移

この比率は、デンマークやスウェーデンの50%の水準よりは低いが、ドイツやイギリスの35%、日本やアメリカなどは25%よりもだいぶ高くなっている。このことはフランスでは税制や社会保障制度が再分配に果す役割が大きなことを示している。また社会保障負担の比率も日本の9.7%に対して、フランスでは17.5%と高い。そのうちフランスの使用者負担は11.6%、で被用者負担は4.8%である。フランスの企業経営者は使用者負担が高いことを嘆くのであるが、それについては若干説明しておく必要がある。

再分配を実現する社会保障制度には、貧困者や特殊なニーズをもつ人を対象とした社会扶助、家族給付や住居手当のようにすべての人に開かれている普遍的給付、そして保険原理を利用して再分配を図る社会保険がある。日本においては家族給付や住居手当は企業が負担しているので、国民負担には現れない。一方フランスでは家族給付が再分配に大きな役割を果し、こうした普遍的給付の上に社会扶助が重点的に配置されている。おそらく高所得層から低所得層への所得移転を考えれば、扶助というやり方が最も再分配効果が高いだろう。それを税制でやるか社会給付でやるかはそれぞれの国によって違う。

表4は、世帯所得における再分配効果を示している(表4参照)。すなわち、世帯の所得階層ごとに一次所得、給付された社会給付、徴収された租

税、そして可処分所得である。0-30%の低所得層では可処分所得に占める社会給付の割合が22.6%を占め、可処分所得と一次所得の比率は119.6%に達している。一方90-100%の高所得層では、それぞれその割合は0.8%、77.1%で、税制と社会給付で所得の再分配が図られ、所得格差が是正されていることがわかる。

では、どのような給付が低所得層に再分配されているのだろうか。表5は、世帯の一次所得別にみた社会給付の平均給付額である(表5参照)。最も貧しい第1分位世帯では、給付合計額は341ユーロで、可処分所得に占める社会給付の比率は53%にも達している。すなわち、一次所得と同額程度の社会給付が支払われることで、可処分所得が増やされているのである。また給付額が高いのは、社会最低手当(Minima sociaux)119ユーロ、住居手当98ユーロ、所得制限のない家族給付79ユーロの順になっている。

このようにフランスでは、一方で家族手当などの普遍的給付によって、他方では低所得・貧困層に対しては重点的に社会最低手当を給付することで、一次所得での格差を是正するとともに、貧困・低所得世帯に対する所得移転を行っている。

フランスでは一律的な扶助制度を発展させる代わりに、生産年齢にありながらそれぞれ特殊なニーズから働けない、生活できない人々に対して、社会最低手当と総称される制度を発展させてき

表4 世帯所得における再分配効果

2000年(月額euro)

一次所得における十分位世帯	一次所得	支給された社会給付	徴収された租税	可処分所得	可処分所得に占める社会給付(%)	所得可処分所得/一次所得(%)	課税世帯比率
0-30%層	942	255	68	1129	22.6%	119.9%	10.6%
30-50%層	1670	127	156	1641	7.7%	98.3%	53.5%
50-90%層	2775	63	388	2449	2.6%	88.3%	90.7%
90-100%層	6172	40	1453	4760	0.8%	77.1%	96.8%

Source: Henri Sterdyniak, "La redistribution est-elle encore un objectif des politique budgétaire et sociale?", Documents de travail de l'OFCE, no.2006-02, janvier 2006, cité par "Finances publiques", p.99, Documentation Française, novembre 2006.

表5 一次所得<sup>1)</sup>における十分位世帯別の平均給付額

1999年(月額euro)

一次所得に おける十分位 世帯	所得条件 のない 家族給付 <sup>2)</sup>	所得条件 のある 家族給付 <sup>3)</sup>	教育援助 <sup>4)</sup>	保育援助 <sup>5)</sup>	住居手当 (借家人)	社会最低 手当 <sup>6)</sup>	給付合計	可処分所得	可処分所得 に占める 社会給付 の比率
第1分位世帯	79	28	15	2	98	119	341	634	53.8%
第2分位世帯	55	15	8	3	49	26	155	799	19.4%
第3分位世帯	37	12	6	4	26	11	96	938	10.2%
第4分位世帯	30	10	4	5	14	7	69	1072	6.4%
第5分位世帯	26	10	2	6	6	4	53	1204	4.4%
第6分位世帯	22	8	1	8	3	3	44	1351	3.3%
第7分位世帯	20	6	0	8	2	2	37	1519	2.4%
第8分位世帯	18	2	0	7	1	2	30	1741	1.7%
第9分位世帯	15	1	0	8	1	1	26	2092	1.2%
第10分位世帯	17	0	0	7	1	1	26	3580	0.7%
全体	32	9	4	6	21	18	90	1480	6.1%

注：1) 一次所得は消費単位で調整

2) 所得条件のない家族給付：家族手当，教育手当，特殊教育手当，家族扶養手当

3) 所得条件のある家族給付：家族補足手当，幼児手当，ひとり親手当

4) 教育援助：新学期手当，教育費補助

5) 保育援助：自宅保育手当，保育ママ手当，保育所の補助金

6) 社会最低手当：成人障害者手当，障害最低保障，参入最低所得，老齢最低保障

Source: Inss-Dgi, enquête revenus fiscaux 1999 (actualisée 2002), modèle Ines Drees-insee, calculs Drees.

た。現在社会最低手当は9つあり、表6のようになっている(表6参照)。なかでも参入最低所得は受給者が最も多い制度である。もしこれらの制度によって所得が補填されなければ、所得格差は拡大し、貧困も増大したことだろう。

### 3. 参入最低所得(RMI)

#### (1) 失業問題

1988年末から実施された参入最低所得制度は、当時の失業率が15%にも昇るといふ大量失業を背景として成立した。また社会政策上の議論では、社会的排除が盛んに議論された時でもあった。

社会的排除とは、経済的貧しさ、価値観やモラルの違い、生活習慣やライフスタイルの違いから、結果的にその人を排除し社会の周縁に追いやってしまうことである。彼らは雇用や経済的豊かさから除外されるとともに、最終的に共同社会が成立しているコミュニケーションやネットワークからも排

除されてしまう。実際、多くの若者が最初の職業に就くこともできないままに失業し、とりわけ学歴も職業資格もない若者の失業は深刻であった。また失業が長期化することで、若者によっては放浪したり、犯罪に手を染めたり、薬物中毒に陥っていく者もいた。

したがって、さまざまな理由から自立した生活を営むことが困難な人に対して、経済的な保障のみならず、広範な生活機会を保障することで、社会関係や社会的ネットワークを回復させる「参入(Insertion)」が社会政策上の課題となったのである。

フランス社会において失業問題は今だに深刻である。2000年に入ってから失業率は8~9%の水準で、2005年で失業者数は270万人、失業率9.8%となっている(表7参照)。とりわけ失業率が高いのは15-29歳の若年層(17.3%)で、これに加えて教育水準の低い者(「資格なし・小学校卒」15%)での失業率が高い。さらに外国籍の労働者

表6 社会最低手当の支給要件、額、受給者数

	支給要件	給付額 (2005年1月1日時点) (月額euro)		受給者数 (2004年12月31日時点) (千人)	
参入最低所得 RMI: Revenu minimum d'insertion	1988年に創設。25歳以上のすべての人に最低所得を保障することを目的としている。扶養する子どもがいる場合、あるいは出産予定の場合には、年齢条件は考慮されない。手当額は、保障所得上限と世帯所得額の差に基づき、逓減的に算定される。	所得上限と手当額 単身・子供0 425.40 単身・子供1 553.05 単身・子供2 680.64 夫婦・子供0 638.10 夫婦・子供1 765.72 夫婦・子供2 893.34 +子供1人につき170.16を補填		国内 1,083.9 DOM 157.6	
ひとり親手当 API: Allocation de parent isolé	1976年に創設。出産予定を含め、扶養する子供を持つひとり親が対象で、ひとり親となった時から1年間、あるいは末子が3歳の誕生日を迎えるまで支給される。	所得上限と手当額 妊婦 542.06 単身・子供1 722.75 +子供1人につき180.69を補填		国内 175.6 DOM 21.0	
老齢補足手当 ASV: Allocation supplémentaire vieillesse	1956年に創設。老齢保険の義務制度や恩給制度が支給する基礎増部分に受給資格のある65歳以上の高齢者(労働不適格者は60歳)に老齢最低所得を保障することを目的としている。	所得上限: 単身世帯 613.99 夫婦世帯 1,075.42 保障手当額: 単身世帯 599.49 夫婦世帯 1,075.35		国内 547.5 DOM 86.0	
特別連帯手当 ASS: Allocation de solidarité spécifique	1984年に創設。失業保険の権利が失効し、失業する以前の10年間に5年以上働いていた失業者に対して支給される。	所得上限: 単身世帯 980 夫婦世帯 1,540 所得上限内での手当額は55歳未満は通常率で425.83、66歳以上は割増率で611.38		国内 344.1 DOM 23.9	
代替的年金手当 AER: Allocation équivalent retraite de remplacement	2002年に創設。老齢保険の保険料納入期間が160四半期あり、60歳に達していない失業者に対して支給される。年金代替手当は特別連帯手当、待機特別手当、RMIに代わる制度である。	所得上限: 単身世帯 1,451.04 夫婦世帯 2,085.87 所得上限内での手当額は919.50		国内 32.7 DOM 0.1	
遺族保険手当 Allocation d'assurance veuvage	1980年に創設。亡くなった被保険者の55歳未満の配偶者で、子供が16歳になるまでの期間に9年以上子供を養育したか、あるいは現在子供を養育しなければならない者に、最低所得を保障する。	所得上限: 662.30 保障手当額: 529.74 1年目と2年目		国内 11.3 DOM 0.3	
障害補足手当 Allocation supplémentaire invalidité	1957年に創設。社会保険制度が恒久障害の下で支給している障害年金権利保有者で、60才以上の者に支給される。	老齢補足手当と同様		国内 111.5 DOM —	
参入手当 AI: Allocation d'insertion	1984年に創設。国が管理する連帯制度での失業手当で、1992年以降、対象者は元受刑者、労災や職業病の犠牲者、失業保険協約のない国からの亡命被用者、難民やフランスに亡命申請している人である。手当額は申請者の所得と保障上限との差額が低減的に支払われる。	所得上限(手当も含む): 単身世帯 887.40 夫婦世帯 1,774.80 手当額: 単身世帯 299.91 (所得が587.49以下) 夫婦世帯 1,474.89		国内 47.2 DOM 0.7	
成人障害者手当 AHA: Allocation d'adulte handicapé	1975年に創設。20歳以上(家族手当の受給権がなくなった子供の場合は16歳以上)の所得のない障害者で、COTOREPが認定した50%の障害率か、80%の障害率を持つ者に支給される。	所得上限: 未婚者 591.90 夫婦 1,183.79 +子供一人につき295.95 保障手当額: 599.49 補足手当: 95.92 (一定条件の下)		国内 760.1 DOM 26.0	

表7 失業者数と失業率

	2002年	2003年	2004年	2005年
失業者数(千人)	2,396	2,682	2,734	2,717
失業率(%)	8.8	9.8	9.9	9.8
男性	7.8	8.8	9.0	9.0
女性	10.1	11.0	11.0	10.8
15-29歳	14.7	16.7	17.4	17.3
30-49歳	7.5	8.2	8.3	8.3
50歳以上	6.5	7.2	7.1	6.7
管理職・知的職業	3.6	4.1	4.8	4.9
中間管理職	4.3	5.0	5.9	5.5
ホワイトカラー	8.8	9.1	10.2	10.3
ブルーカラー	9.9	10.9	12.3	12.5
資格なし・小学校卒	13.6	14.8	14.8	15.0
中学卒・職業適性修了書	8.4	9.1	9.3	9.3
高校卒	8.3	8.7	9.6	9.2
高校卒+2年	5.6	6.1	6.3	6.6
高等教育資格	6.4	7.6	7.5	7.0

Source: Insee, Année des données : 2005 enquêtes l'emploi.

や、都市の地区がスラム化した問題多発地区では失業率は高くなっている。

## (2) 参入最低所得の概要

参入最低所得の制度は大きく2つの目的を持っている。1つは手当を支給することで経済的貧困を緩和することであり、もう1つは社会的参入や職業的参入に向けて受給者に具体的な援助を提供することである。

参入最低所得の受給資格はフランスに居住する25歳以上の者、あるいは25歳未満でも扶養する子供がいる者である。手当の額は、家族構成によって算定される手当上限額から、本人および家族の所得合計を減じることで決定される。所得に認定されるのは、稼働収入、年金や休業補償、失業手当である。一方、認定されないのは幼児手当や教育手当などの家族給付と雇用奨励金で、ただ

し、借家人として住居負担がない者に対しては、家族構成によって一定額が手当上限額から減額される。

この制度では、雇用復帰を促す目的から受給者の稼働所得との併給を認めている。受給が開始された時から3カ月間は、手当と稼働所得の全額を受け取ることができる。その後の4カ月～12カ月の間は、働いた労働時間によって比例的な部分併給が認められている。しかし2005年の改正により、労働を再開した受給者に対して雇用奨励金として雇用復帰手当が支払われ、再開4カ月目には1000ユーロの一時金も支払われるようになった。

法律では、すべての受給者は管轄行政である県議会の長と参入契約(Contrat d'insertion)を結ぶことになっている。参入契約には、日常生活を改善するための行為(家計管理や健康管理、適切な住居)、必要とされる教育や職業訓練、職業活動に関する

条項が含まれる。参入契約は地域参入委員会 (Commission locale d'insertion) で審査され、締結される。すなわち、参入契約を結ぶにあたっては行政や企業、地域の側でも提供できる資源や雇用を用意しなければならないのである。また契約は必要に応じて1年ごとに更新することもできる。

### (3) 参入最低所得の問題点

参入最低所得の受給者は制度の開始以来増加して、2006年12月現在で受給者数は125万5千人にも昇り(表8参照)、その支出総額は53億ユーロまでになっている。

この制度の第一の問題点は、当初目的とされた雇用による社会的・職業的参入が十分機能せず、長期間の受給者が増えている点である。2004年時点で3年以上の受給者の割合は44.9%に達している。また2000年の調査によれば、受給者のおよ

そ半数の48.2%が参入契約を結んでいない<sup>1)</sup>。それは手続上の遅れや受給者が手続に来ないなどの原因もあるが、それ以上に受給者に十分な職業的参入計画を準備できないという問題が横たわっている。

2001年12月の受給者について2003年に追跡調査したところ、30%はこの制度から離脱したが、残りの70%は依然として参入最低所得を受給し続けていた。離脱者には若くて学歴の高い者が多く、失業率の低い地域が多かった。また離脱者の半数は本人が雇用されて復帰していったものの、残りの半数は配偶者が雇用されたためであった。さらに3%はほかの社会最低手当へ移行していった。

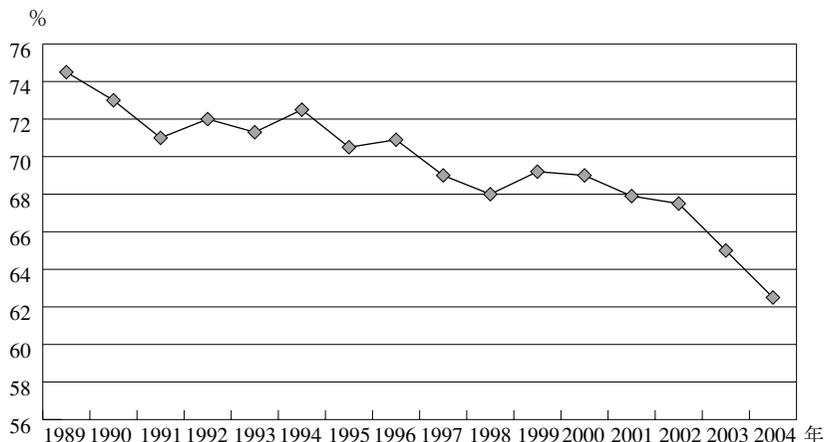
このように参入最低所得受給者の雇用復帰が難しいのは、彼らが雇用へと復帰する以前に、住宅の問題や健康問題、また子育てのために常勤雇用が無理といった多くの問題を抱えていたからである。

表8 RMI (参入最低所得) の受給資格者数

	受給者数	増加率 (%)	RMIの3年以上 受給者の割合 (%)
1989年12月	396,160		
1990年12月	496,285	25.3 %	
1991年12月	567,556	14.4 %	
1992年12月	654,642	15.3 %	
1993年12月	774,803	18.4 %	
1994年12月	888,468	14.7 %	
1995年12月	925,286	4.1 %	35.4
1996年12月	988,715	6.9 %	37.5
1997年12月	1,045,303	5.7 %	39.4
1998年12月	1,087,861	4.1 %	40.7
1999年12月	1,120,251	3.0 %	43.2
2000年12月	1,072,258	-4.3 %	47.2
2001年12月	1,051,725	-1.9 %	48.9
2002年12月	1,068,923	1.6 %	48.7
2003年12月	1,120,844	4.9 %	47.0
2004年12月	1,215,585	8.5 %	44.9
2005年12月	1,266,429	4.2 %	
2006年12月	1,255,549	-0.9 %	

Source: CNAF

La rapport de l'Observatoire national de la pauvreté de de  
l'exclusion sociale 2005-2006, Documentation française, 2006.



Source: La rapport de l'Observatoire national de la pauvreté de de l'exclusion sociale 2003-2004, Documentation française, 2004.

図2 RMI手当額の最低賃金 (SMIC) との比率 (%)

また参入最低所得は社会扶助という性格を持つことから、その手当は一般の労働者が最低賃金 (SMIC: Salaire Minimum Interprofessionnel de Croissance) で働いた場合の稼動収入を上回することはできない。参入最低所得の手当額は、当初、最低賃金の74.5%をカバーしていたが、次第にその比率を下げ、2000年以降受給者の長期化が非難されると、ますます下落し、2004年には62.5%にまで落ち込んでいる(図2参照)。

#### 4. 雇用誘因策

参入最低所得の受給者をどのように雇用へと復帰させるかは、2つの方向を取ることになる。1つは受給者が継続的な雇用を続けた場合に、手当とは別に雇用奨励金を支払うことで、財政的な誘因をもたらすことである。これは2005年以降、雇用復帰手当として制度化されたが、実際その恩恵に浴することができた受給者は、単身者や最低賃金で常勤雇用された者で、子供を抱えた母親などの受給者はかえって不利な条件におかれることになった。

もう1つの方向は、参入最低所得の受給者たちを受け入れるよう雇用主への働きかけである。従

来こうした働きかけは雇用援助契約の下で、民間企業などの市場部門と、行政や非営利団体、病院や社会サービス機関などの非市場部門に対して行われていた。2002年に政府は、非市場部門での雇用援助契約を大幅に節減して、逆に市場部門での雇用促進を図る活動最低所得連帯契約 (CI-RMA: Contrat insertion-revenu minimum d'activité) を創設した。確かに学歴もあり労働への適応力も高い受給者たちは企業での雇用へと結びついていったが、逆に学歴も職業資格もない若い受給者たちはますます失業するという結果を招き、失業率が上昇した。このことは市場部門では雇用に適したごく一部の受給者を受け入れることはできても(2004年1月でCI-RMAは3,000件<sup>2)</sup>、とても多くの受給者たちを受け入れられないことが明らかになった。

そこで、政府は2005年に再び受給者受入れを非市場部門にシフトして、2つの形態の雇用援助契約を打ち出した。1つは将来契約 (CA: Contrat d'avenir) で、参入最低所得受給者のみならず社会最低手当受給者も対象にしている。もう1つは雇用支援契約 (CAE: Contrat d'accompagnement dans l'emploi) で、社会最低手当受給者を含めた長期失

業者を対象にした制度である。

将来契約では、専門家が受給者の雇用復帰に向けた相談や追跡調査を行い、部分的な職業訓練も行われ、その費用は地方と県が負担することになっている。一方受け入れる雇用主は、受給者を職場で指導し職場環境に慣らすための指導員を任命しなければならない。契約期間は1年で、受給者が恒久的な雇用へと結びついた場合には、雇用主に1500ユーロの手当が支払われる。2005年の当初目標では4年間で25万件的契約が結ばれ、年間13億ユーロが支出されるはずであった。

しかしながら、期待された将来契約であったが、制度が実施された2005年4月から12月までに結ばれた契約数はわずか14,637件であった。一方同じ時期、雇用支援契約は130万件締結されている<sup>3)</sup>。

両者を対比させたのは何であったのだろうか。1つには非市場部門の雇用主に重くのしかかったのは、まさに将来的な雇用を成功させなければならないというプレッシャーである。費用的に考えれば、将来契約の方が雇用支援契約よりも安く済むのであるが、雇用復帰をきめこまかく行うため、使用者にとっての制約も多くなる。また、たとえ非市場部門であっても、受給者たちに十分なポストを約束できないという事情もあった。一方、雇用支援契約は将来の雇用を明確に約束しないだけに、多くの雇用主に受け入れられたと考えられる。

#### おわりに

参入最低所得受給者への雇用誘因策は、経済的誘因であれ、雇用復帰への契約であれ、なかなか難しいことを物語っている。確かに大量失業を抱えているフランス社会で、すべての参入最低所得受給者に安定した雇用を確保することは難しいかもしれない。とりわけ失業のみならず、雇用に必要な資格や資質を持っていない参入最低所得受給者には、短期間での復帰は難しい課題である。しかしながら、フランス社会では職探しは自己責

任と突っぱねるのではなく、政府も市場部門も、非市場部門も参入関連の機関も、受給者への雇用による社会参入と自立を図ろうと努力している。権利と義務の間に、社会団体のイニシアティブの義務という思想があるように思う。また、雇用を創出する雇用主側に参入計画への参加を促している点は評価すべきだろう。

近年、参入最低所得受給者に対しては市民の厳しい目が注がれているが<sup>4)</sup>、政権が保守党に移ろうと社会党に移ろうと、参入最低所得制度が公に反対されたことはない。また、企業が能力の高い従業員を雇用しようとすることや、消費者がより満足のいく商品を安い価格で購入することは、それ自身、決して不正なこととは言えない。しかしながら、1つ1つの行為をみるとまったく不正でなくても、それが積み重なると、不平等を生じさせることがある。競争社会の結果として生じる不平等について、フランス社会は真剣に考え、参入政策の中でその問題と取り組んでいる。

#### 注

- 1) Jacques BOUCHAUX et Jean-Luc OUTIN, "Les contrats d'insertion du RMI: pratiques des institutions et perceptions des bénéficiaires", p.5, "Etude et Résultats", No.193, Drees, septembre 2002
- 2) Hélène Prévier, "Quel sort pour les allocataires de minima sociaux?", p.46, "Problèmes économiques", No.2908, La Documentation française, octobre 2006
- 3) Hélène Prévier, "Quel sort pour les allocataires de minima sociaux?", p.47, "Problèmes économiques", No.2908, La Documentation française, octobre 2006
- 4) Crédocは、毎年行っている「フランス人の生活と要望」調査の中で、RMIに対する市民の意識を尋ねている。選択肢は「RMIは貧困から抜け出すの必要な一押しである(肯定的)」と「RMIは受給者を安住させ、働こうとしない危険がある(否定的)」の2つである。1989年当初は、肯定的が69%、否定的が29%で肯定的な見方が優勢であったが、2000年には肯定的45%、否定的53%と両者の関係が逆転し、その状況が続いている。

参考文献

1. Observatoire National de Pauvreté et l'Exclusion Sociale, "La rapport de l'Observatoire nationale de la pauvreté et de l'exclusion sociale 2003-2004", La Documentaion française, 2004
2. Observatoire National de Pauvreté et l'Exclusion Sociale, "La rapport de l'Observatoire nationale de la pauvreté et de l'exclusion sociale 2005-2006", La Documentaion française, 2006
3. Jacques BOUCHAUX et Jean-Luc OUTIN, "Les contrats d'insertion du RMI: pratiques des institutions et perceptions des bénéficiaires", "Etude et Résultats", No.193, Drees, septembre, 2002
4. André ROUX dir., "Les Notices Finances publiques", La Documentation française, 2006
5. Henri STERDYNIK, "La Redistribution est-elle encore un objectif des politiques budgétaire et sociale?", No.2006-02, Document de travail, Observatoire française des conjonctures économiques, janvier 2006
6. CNAF, "Décentralisation du RMI: Une enquête menée dans les CAF", Dossier d'études No.83, août 2006
7. Michael Förster et Marco Mira d'Ercole, "Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.22, Mar. 2005
8. Willem Adema, "Social Assistance Policy Development and the Provision of a Decent Level of Income in Selected OECD Countries", OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.38, Aug. 2006  
(いづも・ゆうじ 秋田看護福祉大学教授)